

◇大阪市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

- 1 未熟児に対する養育医療の給付等に係る養育医療給付申請書の様式を廃止することになりました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行することにしました。

(健康局保健所管理課)